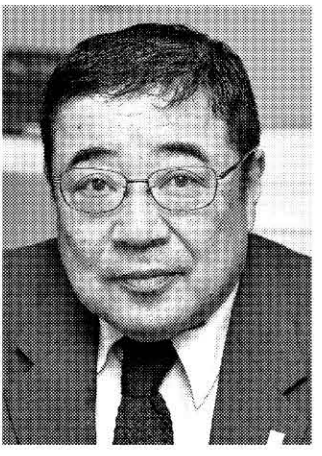
韓国の慰安婦裁判で知る真実

正論



麗澤大学特任教授
西岡　力

日本では慰安婦問題を巡る論争はほぼ終わり、「日本軍によって強制連行されて性奴隷生活を強要された被害者が20万人いる」といった荒唐無稽な虚偽は否定されている。外務省のホームページもきちんとそのことを主張している。

「強制連行」否定し逮捕

ところが、韓国ではまだ激しい論争が続いている。李栄薫・元ソウル大学教授は2019年に日韓両国でベストセラーになった『反日種族主義』の中で慰安婦について「民間の公娼制が軍事的に動員・編成されたもの」と書いて、強制連行、性奴隷、20万人説を実証的に否定した。同じ19年12月から、金柄憲・慰安婦法廃止国民行動代表らが旧日本大使館前などに建てられた慰安婦像撤去を求めるアンチ反日運動を開始した。

なおアンチ反日運動という言葉は彼らは親日、すなわち日本のために運動をしているのではなく、慰安婦に関する嘘が広まっていることが韓国にとって良くないと考えて反日を批判しているという意味で私が作った言葉だ。

20年5月に尹美香・元挺対協（挺身隊問題対策協議会）理事長が寄付金の使い道などを巡り元慰安婦らから非難されて多くの不正が暴かれる事態となり、慰安婦像前では反日デモよりアンチ反日デモの方が多くの参加者を集めるに至った。

ところが、今年1月6日、李在明大統領がSNSで、金柄憲氏の活動を「死者に対する名誉毀損」だと非難したことを契機に、警察が集中捜査を始めた。2月1日に李大統領が再度SNSで「（慰安婦は）無理やり戦場に連れていかれ、死の恐怖の中で毎日数十回も性的暴行を受け、ついには虐殺され（た）」と断定し、彼女らを「娼婦呼ばわり」した金氏は「人を害する獣」であって「隔離しなければならない」と書いた。

3月20日に金代表は逮捕され、4月13日に起訴された。起訴理由は①元慰安婦3人（うち1人は故人）に対して「強制連行」の被害事実を否定して「売春婦」と語ったことが虚偽による名誉毀損②女子校前での数分間の写真撮影が無届け集会③女子校付近の無届け集会が児童福祉法違反―とされた。

韓国の法律の問題点

9月23日に保釈された金代表は「法廷で慰安婦の実態を歪曲・捏造し、国民を欺き、国際社会を欺き、教皇までも欺いた大韓民国の自害勢力と戦い、必ず勝利でお応えすることをお約束いたします」という声明を発表した。

韓国の「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する保護・支援及び記念事業等に関する法律」（慰安婦被害者法）は国家が保護・支援を行う「慰安婦被害者」について「日本帝国により強制的に動員され、性的虐待を受け、慰安婦としての生活を強いられた被害者」と定義している。

金代表は、日本による強制動員はなかったのだから法律上の「慰安婦被害者」は一人もいないと主張し続け、そのため逮捕されて刑事被告人となった。

法廷でも金氏は国家が強制的に動員をするためには法令が必要だが、慰安婦を動員する法令は存在しない、日本によって強制的に動員された被害者がいるなら一人でもいいから出してきてほしいと主張している。

8月14日、慰安婦運動の活動家である正義連（旧挺対協）事務総長は公判で国家による強制動員を立証できないまま、民間業者による就業詐欺も強制動員だと強弁した。そして10月23日の公判では元慰安婦の遺族が「私の母は日本軍によって連行されてはいません」という証言を行った。検察側の証人としてソウル中央地方裁判所の法廷に立った元慰安婦の義理の娘（息子の妻）だ。

遺族は「連行」を否定

名誉毀損罪は親告罪であり、被害者が死者である場合は遺族が告訴しなければ起訴はできない。法廷に立った義理の娘が金氏を告訴したその遺族だ。法廷では故人が慰安婦になった経緯が争点となった。13歳のときに父親の借金を返すため満州の売春施設で働き性病にかかって自宅に戻り、15歳のとき「お酌し歌を歌えば金を稼げる」と聞き、友人と華北の売春施設に行ったと証言している。

義理の娘もそのことを生前母から聞いていたとして「日本軍によって連行されていません」と話し、金代表を告訴した理由について警察が職場まで書類を作成してきて署名を求められたからだと語った。

検察は金代表が強制連行の被害者は一人もいないと主張していることを虚偽として、虚偽による名誉毀損罪で金代表を起訴した。ところが、金代表を告訴した元慰安婦の遺族が法廷で強制連行を否定して、金代表の主張が真実であることを証明してしまった。

金代表は逮捕・拘束されたことはつらかったが、裁判を受けていることは自分が望んでいたことだ。次は他の元慰安婦2人を法廷に証人として呼んで、彼女たちが法律上の「慰安婦被害者」であるのかどうか、追及するとしている。裁判を注目し続けたい。

（にしおか　つとむ）